

〈別表〉

■ 路線バス、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要

路線バス

系統名	運行経路	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港				
国大線	大分駅～国東				
佐賀関線	大分駅～佐賀関				
鉄輪線	大分駅～鉄輪				
別大線	大分駅～関の江				
臼関線	佐賀関～臼杵駅	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
臼関線	佐賀関～下浦				
机張原線	5号地大交車庫前～田室町～机張原				
柞原線	5号地大交車庫前～田室町～柞原				
机張原線	5号地大交車庫前～西春日町～机張原				
柞原線	5号地大交車庫前～西春日町～柞原				
大分市内線	大分駅前～新川～中大山	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
大分市内線	大分駅前～西春日町～下坂本				
その他系統 (路線バス)	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礮～わさだT ～三愛メディカル 等	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
路線バス 代替交通	たきおコミュニティバス 大分こども病院前～津守中～片島 等 のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等	4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者 に委託)	なし
大分 キャンバス	大分駅～市美術館～県立美術館 ～大分駅(循環バス)	4条乗合	路線定期運行	大分市 (運行は交通事業者 に委託)	なし

ふれあい交通

系統名（ルート）	運行経路	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4 条 乗 合	路 線 不 定 期 運 行	大 分 市 （ 運 行 は 交 通 事 業 者 に 委 託 ）	フ ィ ー ダ ー 補 助
檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停				
弓立 他2	第二黒岩橋奥～平原橋～戸次バス停				
中野	中野停留所～大淵停留所～戸次バス停				
上石合	屋形木～廻洲～野津原支所				
入蔵	グループホーム館前～上ノ原～野津原バス停				
市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂の市バス停				
延命寺	栗熊～延命寺入口～坂の市バス停				
一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停				
屋山	屋山団地～明～坂の市バス停				
折立	折立上～殿下橋～坂の市小学校前バス停				
道尻	タブの木～下道尻橋～坂の市小学校前バス停				
木佐上 他3	なちなぎ橋～西山下～馬場バス停				
大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停				
大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停	4 条 乗 合	路 線 不 定 期 運 行	大 分 市 （ 運 行 は 交 通 事 業 者 に 委 託 ）	な し
端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停				
大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停				
旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停				
塚野	塚野鉱泉～一心寺入口～塚野温泉入口バス停				
摺	丹生山～平連石～野津原支所				
朝海	朝海～本福宗上～野津原支所				
高沢	杵ヶ原～丸山～野津原支所				
舟ヶ平	舟ヶ平～福城寺前バス停～野津原支所				
畑	畑精米所前～願光寺～坂の市バス停				
家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～鶴崎バス停				
葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停				
堂園	1・2班～堂園公民館前～鶴崎バス停				
広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停				
庄の原	庄の原1-1～ケアハウス庄の原苑前～大石町一丁目バス停				
上白木	13組～戸田自動車前～八幡小学校前バス停				
望みが丘	34街区中央～南新町～久保バス停				
曙台	城原東～城原西～浜入口バス停				
福水	福水集会所～早吸日女神社入口～佐賀関バス停				

〈巻末資料〉

■ 策定経緯

表 策定経緯

日付		会議名	議事
2021 (令和3) 年	6月7日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通協議会分科会 2. 網形成計画の進捗状況及び交通計画 3. アンケート調査
	6月14日	令和3年度第1回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通協議会会則改正(案) 2. ふれあい交通運行事業 事業計画変更(案) 3. 生活交通確保維持改善計画【大分市地域内フィーダー系統確保維持計画】(案)
	9月3日	令和3年度第2回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通網形成計画の総括 2. 大分市地域公共交通計画骨子(案)
	10月22日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会	1. 中心市街地循環バス「大分きゃんバス」ルート変更(案) 2. 「大分市地域公共交通計画」策定
	11月16日	令和3年度第3回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. これまでの各種会議の意見について 2. 大分市地域公共交通計画(素案) 3. 大分市地域公共交通計画の評価指標
	12月23日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(素案) 2. 路線バス代替交通運行事業 3. 令和元・2年度バリアフリー化設備等整備事業日豊本線 大在駅 生活交通改善事業計画事業評価(案)
2022 (令和4) 年	1月13日	令和3年度第4回 大分市地域公共交通協議会分科会	1. 大分市地域公共交通計画(素案)からの変更点 2. 大分市地域公共交通計画(案)
	1月18日	令和3年度第5回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(案) 2. 令和3年度生活交通確保維持改善計画【大分市内フィーダー系統確保維持計画】事業評価(案)
	2月1日～28日	大分市地域公共交通計画(案)についての市民意見公募(パブリックコメント)の実施	意見提出期間: 令和4年2月1日～28日 意見の提出者: 1人 意見件数: 1件
	3月14日	令和3年度第7回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画(案)

※第2回、第6回大分市地域公共交通協議会では、本計画について議題なし

■ 変更

令和5年8月変更

日付		会議名	議事
令和5年	8月2日	令和5年度第2回 大分市地域公共交通協議会	1. 大分市地域公共交通計画変更(案) 2. 大分市地域公共交通協議会会則改正(案)

※第1回大分市地域公共交通協議会では、本計画について議題なし

■大分市地域公共交通協議会会則

(設置)

第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する地域公共交通会議として地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、及び地域の実情に即した輸送サービスを実現するために必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会として同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)、同法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。)及び同法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。)の策定等を行い、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号通知)第2条第1項第1号に規定する協議会として同号に規定する生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される各種計画を含む。以下「生活交通確保維持改善計画」という。)の策定等を行うため、大分市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項
- (5) 生活交通確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 大分市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客定期航路事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 鉄道事業者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
- (8) 大分県知事又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 港湾管理者又はその指名する者
- (12) 大分県大分中央警察署長又はその指名する者
- (13) 大分県大分東警察署長又はその指名する者
- (14) 大分県大分南警察署長又はその指名する者
- (15) 学識経験者
- (16) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(監事)

第6条 協議会に監事を2人置く。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は会計監査を行い、その当該監査の結果を協議会の会議(以下「会議」という。)において報告しなければならない。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って非公開とすることができる。
 - (1) 大分市情報公開条例(平成16年大分市条例第3号)第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員又は委員の関係者(委員と同じ法人に所属する者をいう。)から会長が指名する者をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長を置き、大分市都市交通対策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 分科会の会議は、分科会長が召集し、分科会長がその議長となる。この場合において、分科会長は、必要に応じて分科会員の一部を召集して分科会の会議を開くことができる。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。
- 6 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。
- 7 分科会長は、分科会の調査又は検討の結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大分市都市計画部都市交通対策課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。

- 2 前項の規定に関わらず、会議の開催に係る経費の一部又は全部は、大分市において負担することができる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第12条 委員(第3条第1項第6号、第9号、第15号及び第16号に規定する委員に限る。)に対する報償は、予算の範囲内で、会長が決定し、これを支払うことができる。

- 2 分科会員に対する報償は、前項の規定に準じて、予算の範囲内で、会長が決定し、これを支払うことができる。

(残余財産の帰属)

第13条 協議会が解散した場合における残余財産の処分は、会議に諮って定める。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成23年 6月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年 6月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年 10月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3年 6月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5年 8月2日から施行する。

■大分市地域公共交通協議会 委員名簿

令和4年3月末時点

委員区分		所属	職名	氏名	
1	1号	大分市	副市長	木原 正智	
2			都市計画部長	姫野 正浩	
3	2号	バス事業者	バス営業本部 自動車部長	平川 厚志	
4			自動車部長	林 征志	
5			代表取締役社長	中山 勝宏	
6	3号	航路事業者	大分支店長	金子 義明	
7			取締役総務部長	下釜 恭道	
8	4号	交通事業者の 組織団体	専務理事	脇 紀昭	
9			会長	早瀬 勇治	
10			理事長	佐藤 博義	
11	5号	鉄道事業者	九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	池田 裕記
12	6号	住民利用者 代表	大分市自治会連合会	理事	江川 清一
13			大分市消費者団体連絡協議会	会長	小野 ひさえ
14			社会福祉法人大分市社会福祉協議会	会長	江藤 郁
15			大分市老人クラブ連合会	会長	牧 達夫
16			naanaパートナー		廣瀬 圭子
17			大分商工会議所	専務理事	中島 英司
18			大分県高等学校PTA連合会	理事	井元 哲治
19	7号	大分運輸支局	国土交通省九州運輸局大分運輸支局	支局長	久世 和彦
20	8号	大分県	大分県企画振興部	交通政策課長	遠藤 健人
21	9号	運転者組織 団体	全国自動車交通労働組合総連合大分地方連合会	執行委員長	海老原 昇
22			大分バス労働組合	執行委員長	佐藤 満宏
23			大分交通労働組合	執行委員長	宮本 勝明
24	10号	道路管理者	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	所長	樋口 尚弘
25	10号 11号	道路管理者 港湾管理者	大分県大分土木事務所	企画調査課長	工藤 達也
26	10号	道路管理者	大分市	土木建築部長	吉田 健二
27	12号	中央警察署	大分県大分中央警察署	交通第一課長	柳澤 和直
28	13号	東警察署	大分県大分東警察署	交通課長	小林 靖正
29	14号	南警察署	大分県大分南警察署	交通課長	佐藤 智宏
30	15号	学識経験者	国立大学法人大分大学経済学部	教授	大井 尚司
オブザーバー		国土交通省九州運輸局交通政策部	交通企画課長	丹下 涼	

■大分市地域公共交通協議会 分科会員名簿

令和4年3月末時点

協議会 委員区分	所属	職名	氏名	備考
1	2号	大分バス株式会社自動車部乗合課	課長	仲摩 剛
2		大分交通株式会社自動車部乗合課	課長	大賀 良久
3		臼津交通株式会社	専務取締役	安部 隆志
4	3号	株式会社フェリーさんふらわあ大分支店	支店長	金子 義明 ○
5		国道九四フェリー株式会社	取締役総務部長	下釜 恭道 ○
6	4号	大分市タクシー協会	会長	早瀬 勇治 ○
7		大分個人タクシー協同組合	副理事長	伊澤 弘行
8	5号	九州旅客鉄道株式会社大分支社	大分駅長	甲斐 裕明
9	7号	国土交通省九州運輸局大分運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	吉岡 順一
10	8号	大分県企画振興部交通政策課	主幹	岩本 善道
11	15号	国立大学法人大分大学経済学部	教授	大井 尚司 ○
12	1号	大分市都市計画部都市交通対策課	次長兼課長	橋本 陽嗣

※「○」は協議会委員兼任

■ 目標値の算出根拠

● フィーダー補助系統の利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、62,354 人/年とする。

【対象フィーダー補助系統】

- ・臼関線（佐賀関～臼杵駅）
- ・臼関線（佐賀関～下浦）
- ・机張原線（5号地大交車庫前～田室～机張原）
- ・柞原線（5号地大交車庫前～田室～柞原）
- ・机張原線（5号地大交車庫前～西春日町～机張原）
- ・柞原線（5号地大交車庫前～西春日町～柞原）
- ・大分市内線（大分駅前～新川～中大山）
- ・大分市内線（大分駅前～西春日町～下坂本）

※数値の算出は、補助金にあわせ10月～翌年9月とする

● 路線バス代替交通利用者数

・目標値は、現状維持を目指し、12,700 人/年とする。

【対象代替交通】

- ・のつはるコミュニティバス
- ・たきおコミュニティバス

※現況値の数値について

2020（令和2）年10月からの運行のため、現況値は、2020（令和2）年10月～2021（令和3）年9月の数値を採用し、令和3年度は、2021（令和3）年4月～2022（令和4）年3月までの数値を実績値として取り扱う

● ふれあい交通の利用者数

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、10,500 人/年とする。

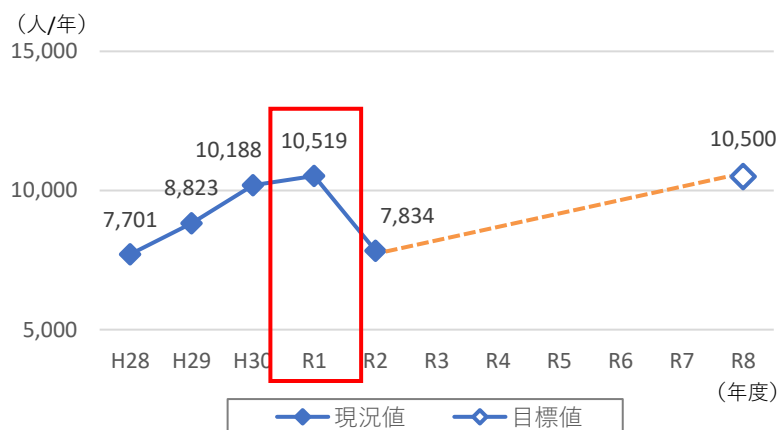


図 ふれあい交通の利用者数（人/年）

●大分きゃんバスの年間利用者数

・目標値は、他計画との整合を図り、65,000 人/年とする。

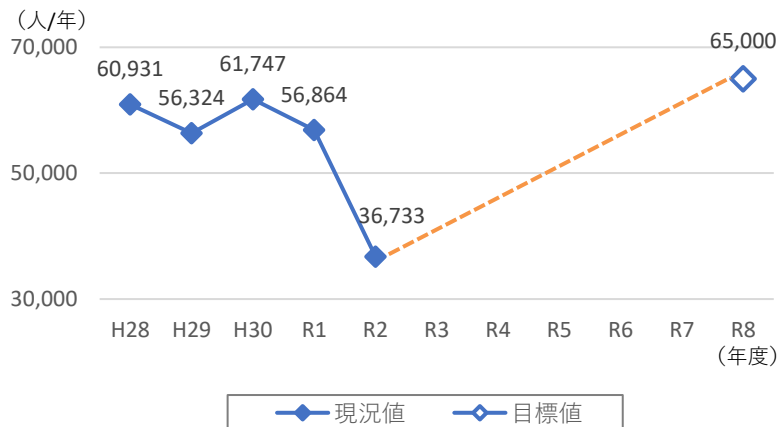


図 大分きゃんバスの年間利用者数 (人/年)

●各地区の特定するバス停のバス乗降客数 (1日あたり)

・目標値は、2019 (令和元) 年度まで回復することを旨し、7,500 人/日とする。

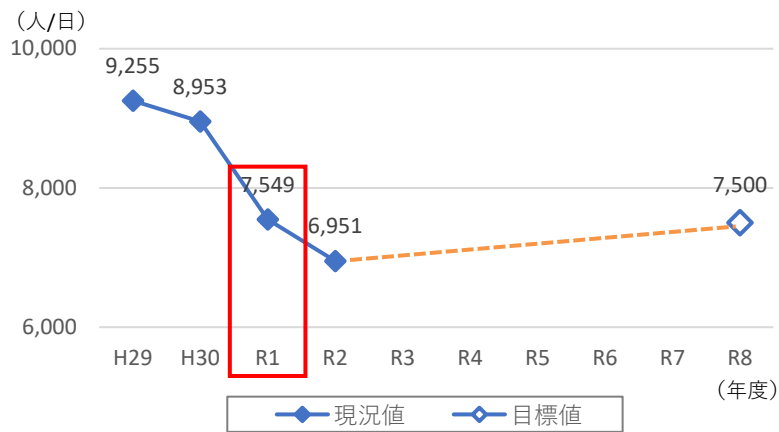


図 「大分駅前」バス停の乗降客数 (人/日)

・目標値は、2019 (令和元) 年度まで回復することを旨し、400 人/日とする。

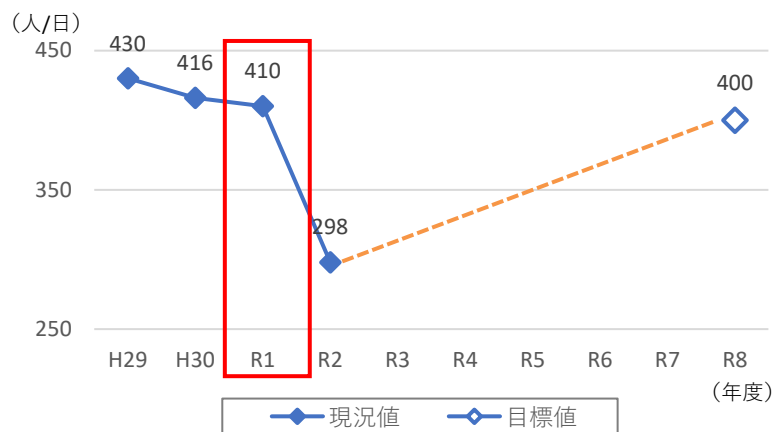


図 「鶴崎駅・鶴崎」バス停の乗降客数 (人/日)

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、70人/日とする。

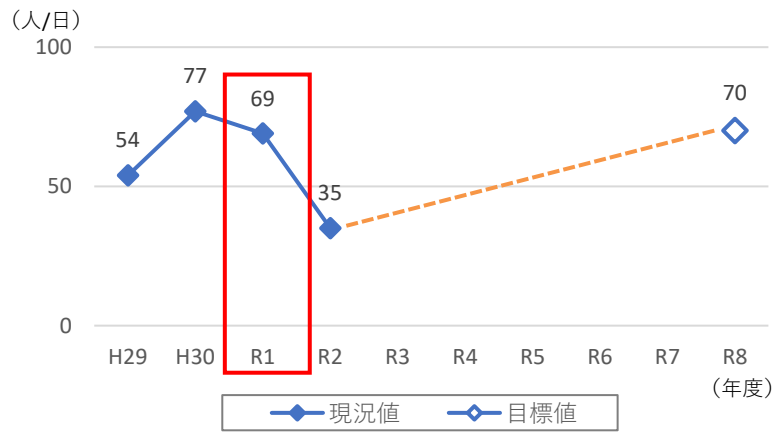


図 「大在駅前・大在駅裏」バス停の乗降客数（人/日）

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、80人/日とする。

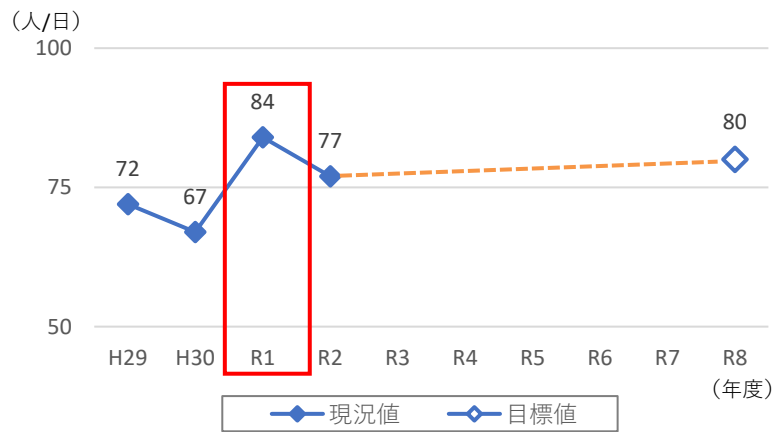


図 「坂ノ市駅」バス停の乗降客数（人/日）

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、160人/日とする。

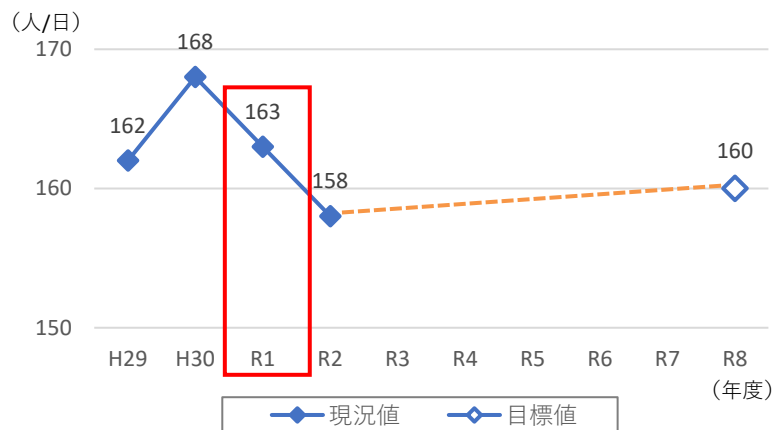


図 「佐賀関」バス停の乗降客数（人/日）

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、530 人/日とする。

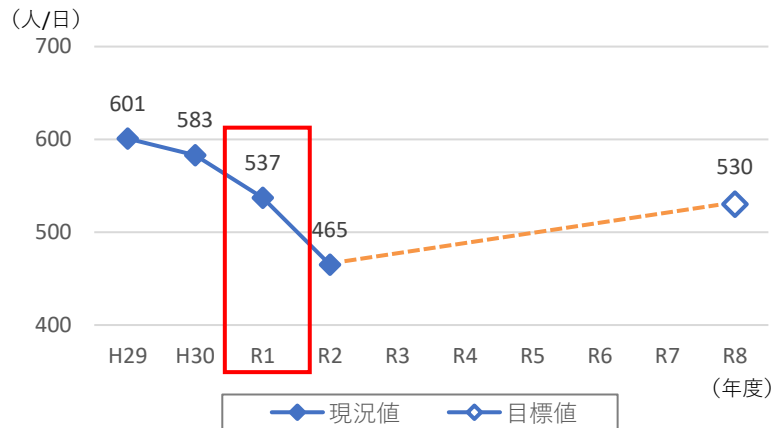


図 「アクロス前・アクロス入口」バス停の乗降客数（人/日）

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、60 人/日とする。

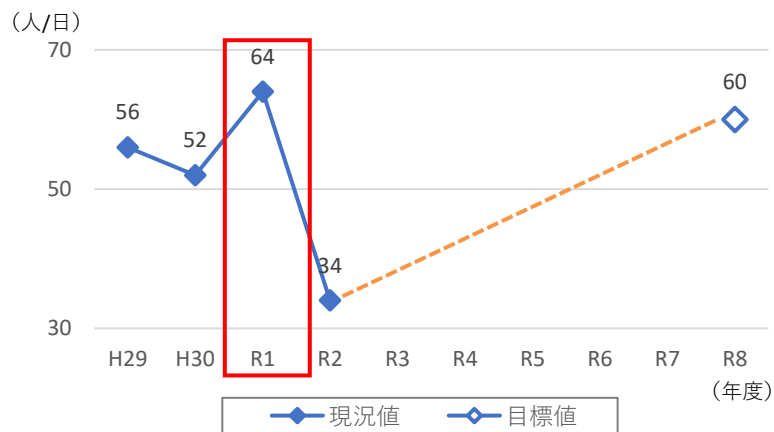


図 「判田橋・判田局前」バス停の乗降客数（人/日）

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、130 人/日とする。

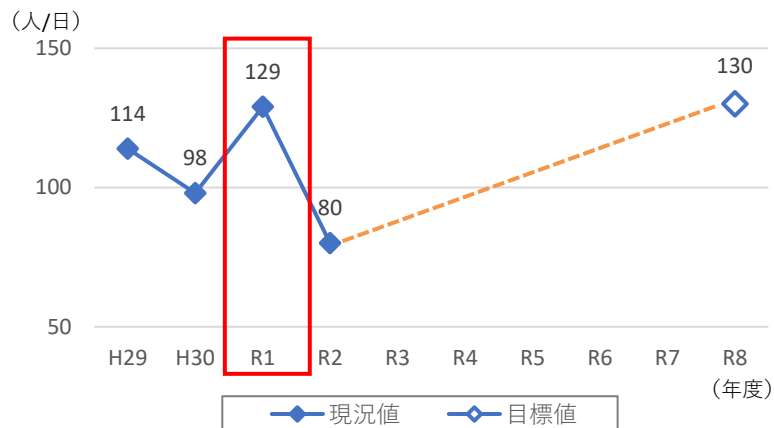


図 「戸次」バス停の乗降客数（人/日）

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、510 人/日とする。

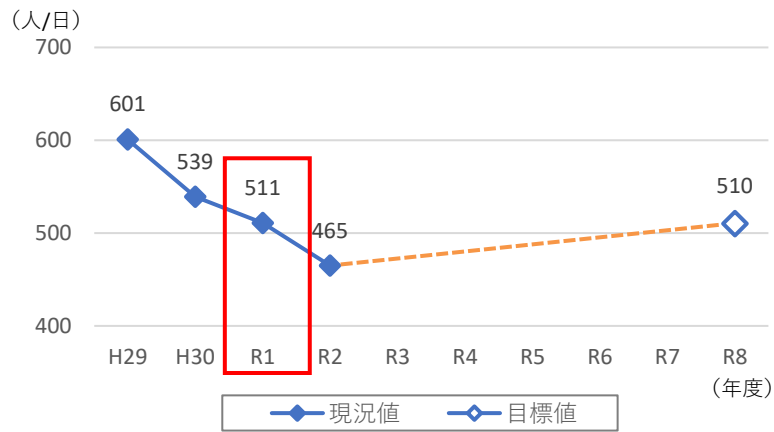


図 「トキハわさだタウン」バス停の乗降客数（人/日）

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、40 人/日とする。

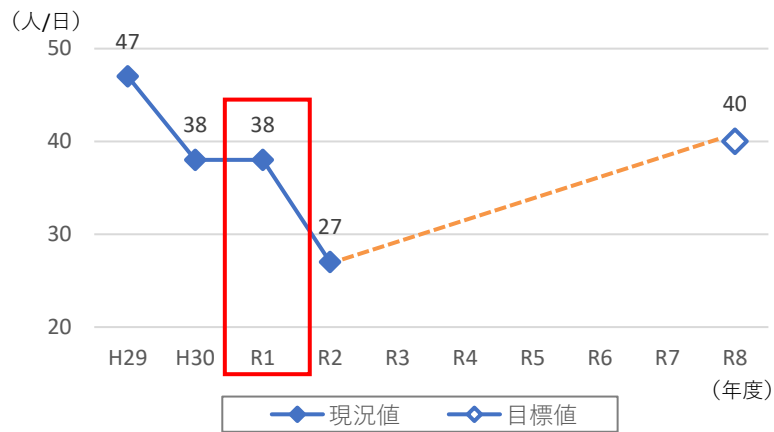


図 「野津原」バス停の乗降客数（人/日）

● 鉄道の乗車人員

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを旨し、33,000 人/日とする。

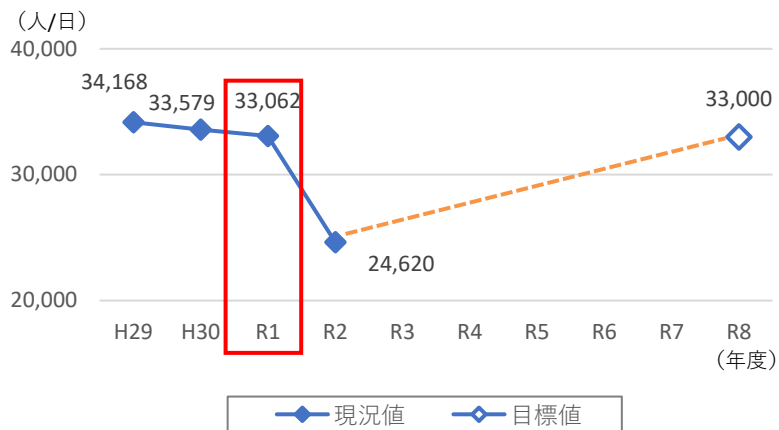


図 鉄道の乗車人員（人/日）

* 竹中駅を除く大分市内 16 駅

●路線バスの乗降客数

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、9,600 千人/年とする。

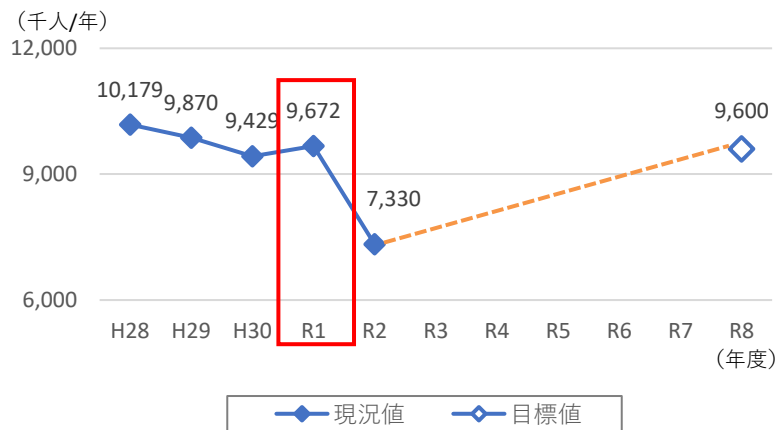


図 路線バスの乗降客数（千人/年）

●タクシー利用者数

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、4,495 千人/年とする。

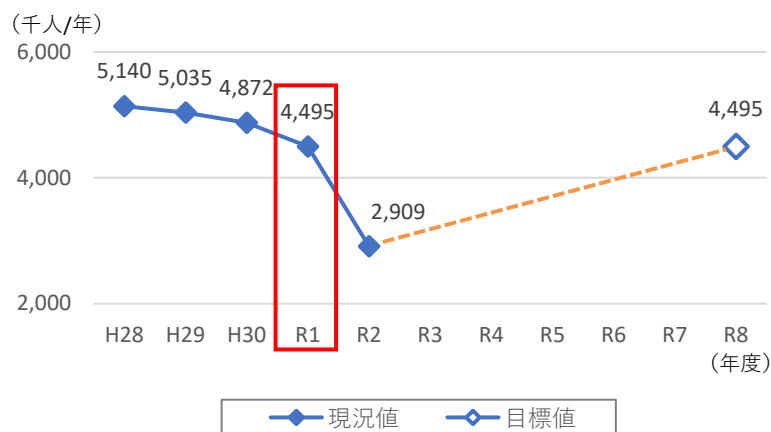


図 タクシー利用者数（千人/年）

●路線バスの収支率（市内線）

・目標値は、交通事業者との協議を踏まえ、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、100%とする。

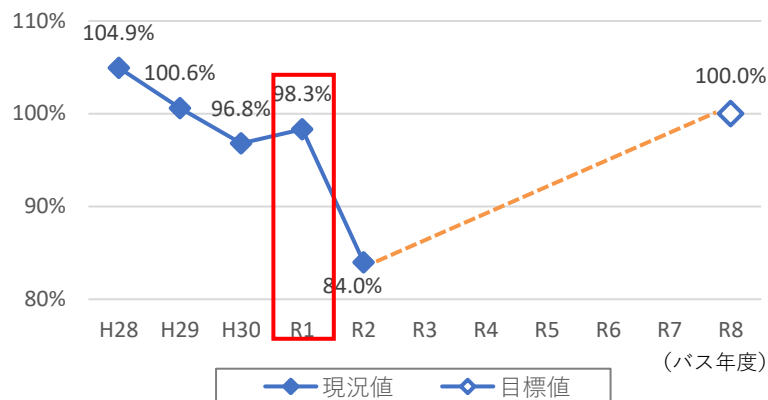


図 路線バスの収支率（市内線）

*バス年度：10月～9月

● 公的資金が投入されている地域旅客運送サービスの収支率（フィーダー補助系統）

・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、35%とする。

【対象フィーダー補助系統】

- ・臼関線（2 系統）
- ・柞原・机張原線（8 系統）

※収支率については、国費と市費を除く経常収益（運送収入、運送雑収、営業外収益）と経常費用を割って算出を行う

● 公的資金投入額（主な地域旅客運送サービスに関する事業）

・目標値は、2020（令和 2）年度の実績を参考として、343,000 千円/年とする。

決算ベース

対象事業
中心市街地循環型バス運行事業
ふれあい交通運行事業
路線バス代替交通運行事業
交通渋滞対策・公共交通利用促進事業（P&R）
交通結節機能施設等管理運營業務
生活交通確保維持事業（フィーダー補助）
低床バス車両購入費補助事業
交通・買い物支援対策事業（おでかけ交通）
長寿応援バス事業
公共交通受入環境整備事業（バスロケ・サイネージ）

※国庫補助、県補助の対象となる上記事業があるため、その補助金額を含んで算出

● 全バス車両に占める低床バス車両の割合

・目標値は、バリアフリー法を参考に 80%以上とする。

【低床バス車両】

- ・全車両（R2）：202 台
- ・低床バス車両（R2）：66.3%（134 台）
- ・低床バス車両（目標値）：80%以上

※低床バス車両：BF 法適合車両（スロープ付き及びリフト付きバス）を含む

● 全タクシー車両に占める UD タクシーの割合

・目標値は、バリアフリー法を参考に 25%以上とする。

【バリアフリー法の基本方針】

- ・2020(令和 2)年 11 月、国土交通省はバリアフリー法の基本方針（大臣告示）に掲げる福祉・UD タクシー車両台数の導入目標を全国 9 万台に上方修正しただけでなく、UD タクシーを地方に普及させることを目的に各都道府県のタクシー総車両数の約 25%を UD タクシーにするという目標を新たに設定しました。

●観光入込客数

・目標値は、他計画との整合を図り、5,000,000 人/年とする。

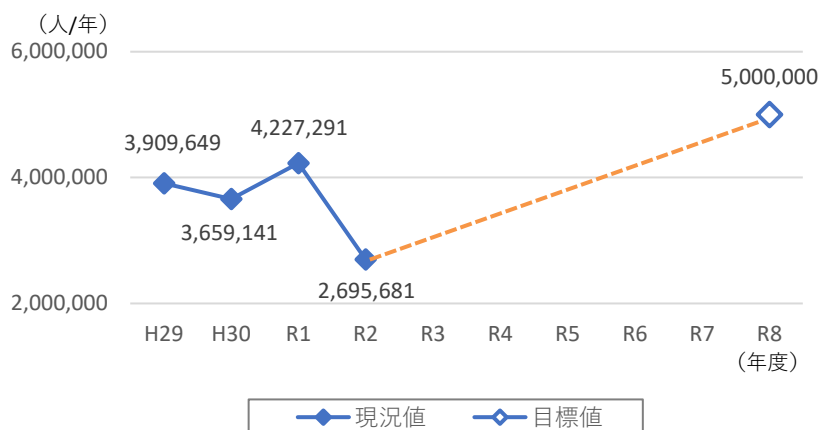


図 観光入込客数 (人/年)

●「バスどこ大分」の年間閲覧者数

・目標値は、2019（令和元）年度まで回復することを目指し、873 万ページビュー/年とする。

【バスどこ大分アクセス数】

- ・2019(平成 31)年 3 月運用開始
- ・2018(平成 30)年：15,613 ページビュー/年
- ・2019(令和元)年：8,736,117 ページビュー/年
- ・2020(令和 2)年：5,500,537 ページビュー/年

●バス事業者の LINE 公式アカウントの登録者数（各年度上半期：4～9 月）

・目標値は、1,450 人とする。

【上半期（4～9 月）の LINE 公式アカウントの登録者数】

- ・2021(令和 3)年度上半期：1,317 名

※2021(令和 3)年 3 月 2 日より運用開始

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年12月28日

（名称）大分市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
大分市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>本市の周辺部においては、公共交通の利用が不便な地域が存在しており、地域の人口減少や高齢者の免許返納等により、移動が困難な住民の日常生活の移動手段を確保する必要性が増している。</p> <p>このような中、本市では、公共交通の利用が不便な地域において、住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物、通院その他の外出の機会を促進するとともに、市街地の活性化に資することを目的として、平成16年6月から「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。同事業の開始後、約5年が経過する中で、利用者から制度の改善やスクールバスとの乗り合わせなどを求める声が多く寄せられたことから、将来の新たな交通体系を構築するために、現行の制度を改善した内容により運行し、その利用状況等を調査、検証する「新コミュニティ交通運行実証実験事業」を市内の一部の地域において、平成22年10月から平成24年3月までの間に実施した。この検証結果等に基づく新たな運行計画のもと、平成24年4月からは「ふれあい交通運行事業」を全市的に実施し、その後平成29年4月にはさらに制度拡充を行った。</p> <p>また、路線バスにおいては、利用者が少ない不採算路線については、交通事業者単独による維持が厳しく、特に過疎地域及び交通不便地域を運行する路線バスは維持が困難な状況である。</p> <p>さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えなどにより、公共交通の利用者が激減しており、交通事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増している。</p> <p>このような中、本計画では、「ふれあい交通運行事業」及び「生活交通確保維持事業」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することを目的とする。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>1) ふれあい交通</p> <p>①大分市内の地域内フィーダー系統の年間のべ利用者数約8,000人（弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等のべ利用者数は除く）とする ※添付書類①参照 ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて算定 ※現状維持を目標値としているが、新型コロナウイルス感染症が終息した場合には、目標値を上回る取組を実施する。</p> <p>②大分市内の地域内フィーダー系統の運行可能日数に対する実績運行日数の率を45%以上とする。 ※添付書類①参照 ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて算定 ※現状維持を目標値としているが、新型コロナウイルス感染症が終息した場合には、目</p>

標値を上回る取組を実施する。

ただし、実績運行日数の率の低いルートについては運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

- ③地域内フィーダー系統の存する地区において地域検討会（定期利用者から構成する検討会）を1ルートにつき毎年1回以上開催する。（計30回以上）

※添付書類③参照

- ④地域内フィーダー系統の存する地区において開催する地域検討会、運行検討会及び運行説明会の年間のべ参加者数を400名以上とする。

※添付書類③参照

運行系統名【補助対象系統のみ】	現状値	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1)弓立ルート（通常便：戸次）	258人	258人	258人	258人
(2)弓立ルート（通学便：戸次）	941人	941人	941人	941人
(3)弓立ルート（通常便：判田）	83人	83人	83人	83人
(4)赤仁田ルート	397人	397人	397人	397人
(5)樫原ルート	778人	778人	778人	778人
(6)中野ルート	423人	423人	423人	423人
(7)上石合ルート	—	202人	202人	202人
(8)延命寺ルート	1060人	1060人	1060人	1060人
(9)市尾ルート	466人	466人	466人	466人
(10)屋山ルート	840人	840人	840人	840人
(11)折立ルート	160人	240人	240人	240人
(12)道尻ルート	13人	20人	20人	20人
(13)一木ルート	71人	71人	71人	71人
(14)木佐上ルート（馬場：往路）	11人	11人	11人	11人
(15)木佐上ルート（馬場：復路）	7人	7人	7人	7人
(16)木佐上ルート（神崎中学校前：往路）	39人	39人	39人	39人
(17)木佐上ルート（神崎中学校前：復路）	37人	37人	37人	37人
(18)大志生木ルート	304人	304人	304人	304人
(19)大黒ルート	322人	322人	322人	322人

2) 路線バス

- ①年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	現状値	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(20)臼関線（佐賀関～臼杵駅）	1,305人	1,305人	1,305人	1,305人
(21)臼関線（佐賀関～下浦）	5,712人	5,712人	5,712人	5,712人

※添付資料①-2参照（佐賀関～臼杵駅間については大分市内分のみ）

※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて算定

※現状維持を目標値としているが、新型コロナウイルス感染症が終息した場合には、目標値を

上回る取組を実施する。

②年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	現状値	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(22)机張原線（5号地大交車庫前～田室町～机張原）	4,628人	4,628人	4,628人	4,628人
(23)柞原線（5号地大交車庫前～田室町～柞原）	4,202人	4,202人	4,202人	4,202人
(24)机張原線（5号地大交車庫前～西春日町～机張原）	18,103人	18,103人	18,103人	18,103人
(25)柞原線（5号地大交車庫前～西春日町～柞原）	25,537人	25,537人	25,537人	25,537人
(26)大分市内線（大分駅前～新川～中大山）	1,114人	1,114人	1,114人	1,114人
(27)大分市内線（大分駅前～西春日町～下坂本）	1,753人	1,753人	1,753人	1,753人

※添付資料①－2参照

※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて算定

※現状維持を目標値としているが、新型コロナウイルス感染症が終息した場合には、目標値を上回る取組を実施する。

(2) 事業の効果

1) ふれあい交通

- ・買い物や通院など地域住民の外出の機会を創出し、安心して暮らすことができる環境を確保する。
- ・地域住民がふれあう機会を創出し、地域コミュニティを醸成する。
- ・スクールバスの機能を統合することなどにより、運行の効率化及び利便性の向上を図ることが可能となる。
- ・地域間幹線系統のバス停留所へ接続することにより、広域的な移動が可能となる。
- ・説明会、地域検討会を継続することにより、地域の交通以外の課題の抽出と、情報共有が図られる。
- ・地域検討会を開催することにより、地域住民が能動的に運行計画策定に携わることができる。

2) 路線バス

- ・路線維持及び幹線との連携により、沿線地域の生活利便性を確保することができる。

3. 上記2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1) ふれあい交通

- ・定期的に地域住民と検討会を行い、地域の実情とニーズに沿った運行計画の検討を行うことと併せて、提供するサービスの水準の見直しを検討する。(大分市)
- ・標識やベンチを設置した停留所の数を増やすことにより、利用者の利便性の向上及び、地域への運行の周知を図る。(大分市)

2) 路線バス

- ・行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。(大分市、バス事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

1) ふれあい交通

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」

①予定している時刻表

添付書類②参照

②運行事業者決定の経緯

<p>サービスの品質・企画内容等を総合的に比較考慮の上、運行事業者を決定</p> <p>③運行予定期間 令和4年度：令和3年10月1日～令和4年9月30日 令和5年度：令和4年10月1日～令和5年9月30日 令和6年度：令和5年10月1日～令和6年9月30日</p> <p>④地域内フィーダー系統の補足資料（要綱別表7のハ） 上記「表1」</p>
<p>2) 路線バス 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」</p> <p>①予定している時刻表 添付書類②-2 参照 添付書類②-3 参照</p> <p>②運行事業者決定の経緯 当該地域を運行する路線バス運行事業者に決定</p> <p>③運行予定期間 令和4年度：令和3年10月1日～令和4年9月30日 令和5年度：令和4年10月1日～令和5年9月30日 令和6年度：令和5年10月1日～令和6年9月30日</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>1) ふれあい交通 大分市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>2) 路線バス 大分市から運行事業者への補助額については、経常費用から経常収益を差し引いた欠損（補助対象経費）の1/2を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>大分はとタクシー株式会社 大分タクシー株式会社 オーケーはとタクシー株式会社 大分シティタクシー株式会社 クリスタルシティタクシー株式会社 ワーカーズコープタクシー有限会社 臼津交通株式会社 大分交通株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年6月14日（令和3年度第1回大分市地域公共交通協議会） 生活交通確保維持改善計画【大分市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）】について書面により協議・承認 ・ 令和3年8月25日（令和3年度第2回大分市地域公共交通協議会）

<p>生活交通確保維持改善計画【大分市地域内フィーダー系統確保維持計画】の変更について書面により協議・承認</p> <p>・令和3年12月28日 生活交通確保維持改善計画【大分市地域内フィーダー系統確保維持計画】の軽微な変更について、書面により報告</p>	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>・「ふれあい交通」地域検討会を開催した。 令和2年度に運行しているルート全29箇所において、定期的に利用している住民を選定のうえ、のべ250名を対象に開催し、意見を当計画に反映させた。 ・・・添付書類③参照</p> <p>・「ふれあい交通」運行説明会及び運行検討会を開催した。 全14箇所において地域住民のべ157名を対象に開催し、意見を当計画に反映させた。・・・添付書類③参照</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
大分市長又はその指名する者	大分市（副市長）
	大分市（都市計画部長）
一般乗合旅客自動車運送事業者 その他一般旅客自動車運送事業者	大分バス株式会社
	大分交通株式会社
	臼津交通株式会社
一般旅客定期航路事業者	株式会社フェリーさんふらわあ
	国道九四フェリー株式会社
一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	一般社団法人大分県バス協会
	大分市タクシー協会
	大分個人タクシー協同組合
鉄道事業者	九州旅客鉄道株式会社大分支社
住民又は利用者の代表	大分市自治会連合会
	大分市消費者団体連絡協議会
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会
	大分市老人クラブ連合会
	n a a n a パートナー
	大分商工会議所
大分県高等学校PTA連合会	
国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局大分運輸支局
大分県知事又はその指名する者	大分県企画振興部
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	全国自動車交通労働組合総連合大分地方連合会
	大分バス労働組合
	大分交通労働組合
道路管理者	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所
	大分市（土木建築部長）
港湾管理者	大分県大分土木事務所
大分県大分中央警察署長又はその指名する者	大分県大分中央警察署
大分県大分東警察署長又はその指名する者	大分県大分東警察署
大分県大分南警察署長又はその指名する者	大分県大分南警察署
学識経験者	国立大学法人大分大学

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

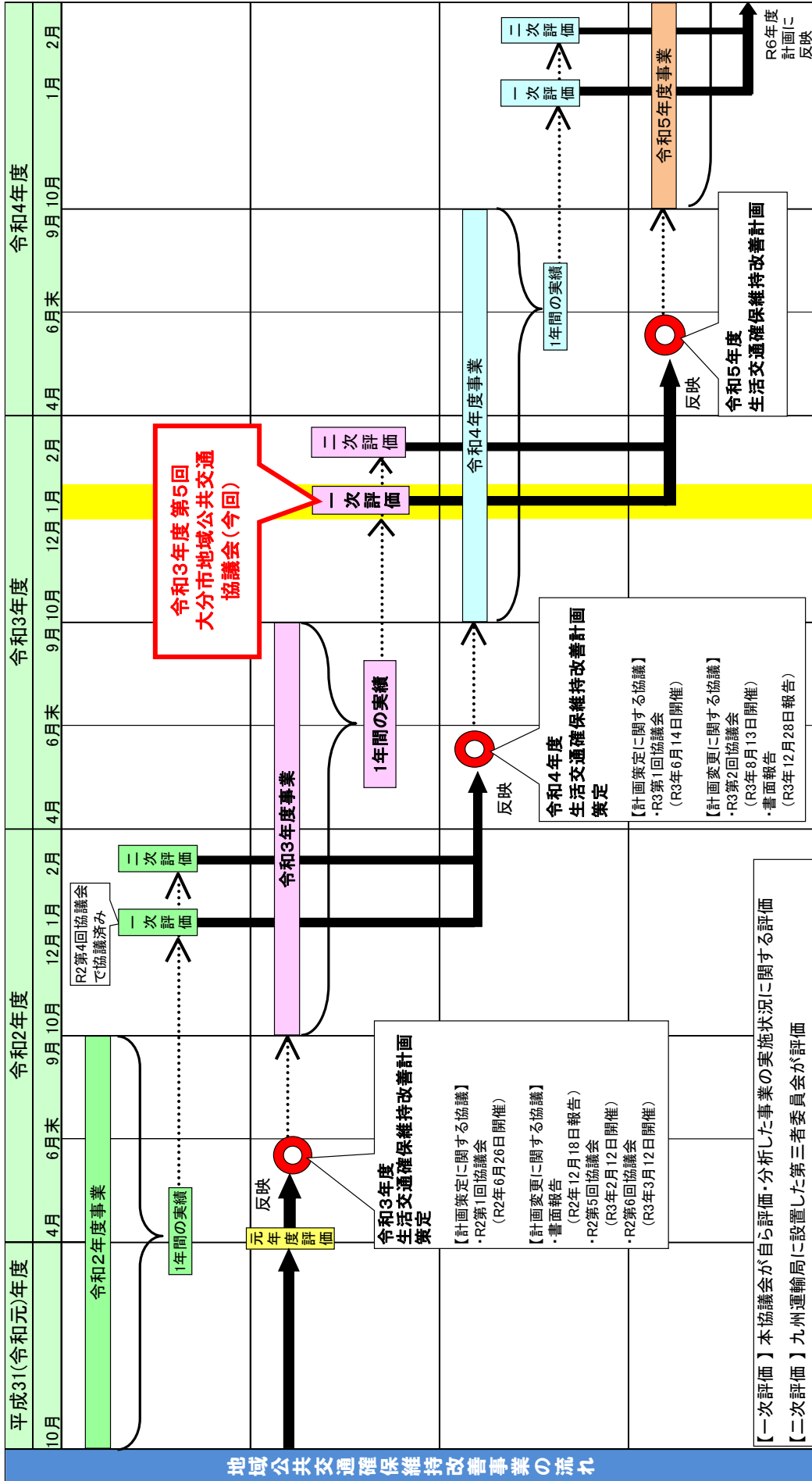
(所 属) 大分市 都市計画部 都市交通対策課

(氏 名) 小野、利光

(電 話) 097-578-7795

(e-mail) tosikotu@city.oita.oita.jp

「地域公共交通確保維持改善事業」に係る事業評価について



大分市 都市計画部 都市交通対策課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

(TEL)(097) 534-6111

(FAX)(097) 536-7719

E-mail : tosikotu@city.oita.oita.jp

URL : <http://www.city.oita.oita.jp>

令和4年 3月 作成

令和5年 8月 変更